【JOMGEC様式１】守秘義務の遵守に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

守秘義務の遵守に関する誓約書

（北海道檜山沖）

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　殿

名称：

所在地：　　　　　　　　　　代表者名：

一、当社（以下「甲」といいます。）は、今般、北海道檜山沖（以下「本区域」といいます。）における、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成３０年法律第８９号。以下「法」といいます。）に基づく公募（以下「本公募」といいます。）に関し、甲が応募企業（下記第１条第４項で定義します。）、代表企業（下記第１条第５項で定義します。）又はコンソーシアム構成員（下記第１条第６項で定義します。）となることを予定している場合は本公募への参加を目的（以下、「本目的」といいます。）とし、本誓約書の提出を条件とする守秘義務対象資料（下記第１条第１項で定義します。）の提供を受けることについての承諾を経済産業大臣及び国土交通大臣から得たので、守秘義務対象資料の提供を受けることを希望します。

二、守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

三、一において、甲が関係会社（下記第１条第７項で定義します。）である場合は、本目的を「本公募への参加への支援及び協力」、甲が応募アドバイザー（下記第１条第８項で定義します。）の場合は、「公募占用計画の提案の検討」、又は甲が協力企業（下記第１条第９項で定義します。）の場合は、「公募占用計画の提案の検討への支援及び協力」と読み替えます。

四、 甲が、法第１５条第６項の規定に基づき、本区域における公募に基づく占用に関し、選定事業者として、経済産業大臣及び国土交通大臣から通知を受けた場合、「北海道檜山沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域調査結果利用に関する誓約書」（以下「利用に関する誓約書」といいます。）に従い、別途甲乙間で守秘義務対象資料等（下記第1条第3項で定義します。）の取扱いを定めるものとします。又、甲が、選定事業者から第二次被提供者（下記第２条３項で定義します。）として指定され 、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「乙」といいます。）に通知された者である場合も、利用に関する誓約書に従い、別途甲乙間で守秘義務対象資料等の取扱いを定めるものとします。

記

目次

[第1条（定義） 2](#_Toc196121169)

[第２条（利用の目的） 3](#_Toc196121170)

[第３条（秘密の保持）【注】 4](#_Toc196121171)

[第４条（善管注意義務） 4](#_Toc196121172)

[第５条（個人情報の取扱い） 4](#_Toc196121173)

[第６条（期間） 5](#_Toc196121174)

[第７条（報告及び事態の是正義務） 5](#_Toc196121175)

[第８条（罰則） 5](#_Toc196121176)

[第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄） 5](#_Toc196121177)

[第１０条（監査） 6](#_Toc196121178)

[第１１条（損害及び賠償） 6](#_Toc196121179)

[第１２条（地位の譲渡等の禁止） 7](#_Toc196121180)

[第１３条（誓約書の修正及び変更） 7](#_Toc196121181)

[第１４条（紛争解決） 7](#_Toc196121182)

[第１５条（調査費の支払い） 7](#_Toc196121183)

[第１６条（電磁的記録による作成等） 7](#_Toc196121184)

# 第1条（定義）

１　本誓約書において、「守秘義務対象資料」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

（１）甲が乙から提供を受ける本区域又は本公募に関する成果物（本区域におけるサイト調査の情報が含まれますが、これに限られません。以下同じです。）を構成する一切の情報（成果物の存在及び内容を含みますが、これに限られません。）及び甲又は第二次被提供者がこれを複写、複製した情報

（２）甲又は第二次被提供者が前号の情報を加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じた情報

（３）その他甲が提供を受ける際に秘密である旨が明示された情報

（４）本誓約書の存在及び内容

２　前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当することにつき、甲が書面によりその根拠を立証できる場合に限り、守秘義務対象資料に含まれないものとします。

（１）提供を受けた時点で甲が既に適法に保有する情報

（２）提供を受けた後に甲が守秘義務を課せられることなく第三者から正当に入手した情報で、当該第三者が甲に当該情報を開示又は提供する正当な権利を有しているもの

（３）提供を受けた時点で既に一般に公開されている情報

（４）提供を受けた後に一般に公開された情報で、当該公開に関連して甲の本誓約書上の秘密保持義務その他の義務違反（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）が生じていないもの

（５）乙から提供を受けた守秘義務対象資料等（第３項で定義された意味を有します。）を使用することなく甲が独自に作成した情報

３　本誓約書において、「守秘義務対象資料等」とは、守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料を含む記録媒体（文書、図画、写真、USBメモリ、CD、DVD、ハードディスクドライブ、磁気テープその他の情報を記載又は記録するものをいいます。以下同じです。）その他これに準ずる物件（複写物及び複製物を含みます。記録媒体その他これに準ずる物件を個別に又は総称して、以下「記録媒体等」といいます。）を個別に又は総称したものをいいます。

４　本誓約書において、「応募企業」とは、本公募に応募する者であって、コンソーシアムを形成せずに応募する者をいいます。

５　本誓約書において、「代表企業」とは、本公募に応募する者かつコンソーシアムを形成する者であって、当該コンソーシアムの構成員のうち、代表としての責任を負う者をいいます。

６　本誓約書において、「コンソーシアム構成員」とは、本公募に応募する者かつコンソーシアムを形成する者であって、当該コンソーシアムの構成員のうち、代表としての責任を負わない者をいいます。

７　本誓約書において、「関係会社」とは、応募企業、代表企業又はコンソーシアム構成員の関係会社（会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第２条第３項第２５号に規定する関係会社をいいます。）をいいます。

８　本誓約書において、「応募アドバイザー」とは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、応募企業のために又は形成されるコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者としてその応募企業、代表企業又はそのコンソーシアム構成員が選任した者をいいます。

９　本誓約書において、「協力企業」とは、本公募に関し、資金を提供し、又は業務の委託等（準委任、請負、外注その他委託の形式を問いません。）を受ける者（それらを受けようとする者を含みます。）として応募企業、代表企業又はコンソーシアム構成員が選任した者その他これらに類する者をいいます。

１０　本条前各項に掲げるものの他、本誓約書において特段に定めのない場合は、本誓約書における用語の定義は、本公募の占用指針等の定めるところによることとします。

# 第２条（利用の目的）

１　乙は、甲に対し、データプラットフォームシステム上で提供するセントラル方式による調査データ提供サービス（以下「本サービス」といいます。）で、守秘義務対象資料等を提供します。甲は、本サービスを利用するにあたり、別紙「システム利用規約」に同意します。

２　甲は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料等の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

３　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、甲は、甲が令和７年５月20日付け「北海道檜山沖に関する情報の提供について」【様式３】（第二次被提供者の指定）又は【様式３－２】（第二次被提供者の指定の変更）を経済産業大臣及び国土交通大臣に対して提出し、その内容を遵守する場合に限り、コンソーシアム構成員、関係会社、応募アドバイザー及び協力企業のうち甲が第二次被提供者として指定し、経済産業大臣及び国土交通大臣に承諾され、第二次被提供者であることが乙に通知された者（以下「第二次被提供者」といいます。）に対してのみ、守秘義務対象資料等のうち第１条１項２号に該当する情報を提供することができるものとします。

# 第３条（秘密の保持）【注】

１　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、甲は、守秘義務対象資料等を秘密として保持するものとし、前条第３項に定める場合を除き、第三者（経済産業省、国土交通省、その他法令上情報を開示又は提供することが求められる場合を除きます。）に対し開示又は提供をしません。

２　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、守秘義務対象資料等の情報の取扱いにより本区域に利害関係を有する第三者に生じた損害については、甲が一切の責任を負うこととします。

３　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、前条第３項に定める場合には、甲は当該第二次被提供者に本誓約書と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、当該第二次被提供者が本誓約書記載の遵守事項に違反したときは、甲がその一切の責任を負うこととします。

４　本公募において甲がコンソーシアム構成員、関係会社、応募アドバイザー又は協力企業となることを予定している場合においては、甲は、守秘義務対象資料等を秘密として保持するものとし、第三者に対し提供しません。ただし、守秘義務対象資料等のうち、第１条１項２号に該当する情報については、甲を第二次被提供者として指定した応募企業又は代表企業及びその応募企業又は代表企業と同一の応募企業又は代表企業が指定した第二次被提供者に対して、開示することができるものとします。

【注】提供された守秘義務対象資料等の管理方法・管理体制について別紙として添付してください［様式自由］。

# 第４条（善管注意義務）

甲は、守秘義務対象資料等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。なお、別途乙が指定する場合には、甲は、乙が指定する方法に従って、守秘義務対象資料等を取り扱うものとします。

# 第５条（個人情報の取扱い）

甲は、守秘義務対象資料等のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」といいます。）により、国に認められる範囲内で、かつ、甲に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により国及び甲に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

# 第６条（期間）

本誓約書に基づき甲が負う義務は、公募占用計画の提出に至らなかった場合、選定事業者として選定されなかった場合、選定事業者として選定された場合又は法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合のいずれの場合であっても、第２条、第３条及び第４条に基づき甲が負う義務は、本誓約書の第９条第２項及び第３項に定める破棄の条件に該当する日まで、並びに第７条乃至第１１条、第１４条及び本条に基づき甲が負う義務は対象事項が存在する限り有効に存続するものとします。

# 第７条（報告及び事態の是正義務）

１　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、甲は、甲又は第二次被提供者が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合、甲又は第二次被提供者から守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲又は第二次被提供者から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

２　本公募において甲がコンソーシアム構成員、関係会社、応募アドバイザー又は協力企業となることを予定している場合においては、甲は、甲が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合、甲から守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

３　前２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、乙の指示に従い、当該事態の是正又は防止のために必要な措置を講じるものとします。

# 第８条（罰則）

前条第１項又は第２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、本公募及び法に基づく他の海域における公募における公募参加資格を喪失する可能性があること、及び関係会社、応募アドバイザー、協力企業その他あらゆる立場で本公募及び法に基づく他の海域における公募に関与することが認められない可能性があることを承知しています。

# 第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄）

１　甲は、守秘義務対象資料等について、次項各号に定める破棄の条件に基づき、すべて速やかに破棄することを約束します。いずれの場合においても、甲が第二次被提供者に対して守秘義務対象資料等のうち第１条１項２号の情報を提供していたときは、当該第二次被提供者をして、提供を受けた守秘義務対象資料等をすべて速やかに破棄させることを約束します。なお、甲が法第１５条に規定する選定事業者の通知を受けた場合又は、甲が、選定事業者から第二次被提供者として指定され、乙に通知された者である場合は、利用に関する誓約書に従い、別途、甲乙間で守秘義務対象資料等の取扱いを新たに定めるものとします。

２　前項における破棄の条件とは、自ら若しくは自らが所属するコンソーシアム又は自らが関係会社、応募アドバイザー若しくは協力企業となる申請者が、以下いずれかに該当する場合をいいます。

（１）本公募に参加しなかった場合は、本公募の受付終了日（本公募に係る公募占用指針で定める公募占用計画の提出締切日をいいます。）から１ヶ月以内。

（２）本公募により選定事業者に選定されなかった場合は、選定結果が公表された日から１ヶ月以内。

（３）本公募により選定事業者に選定された場合は、選定事業者の選定が取り消された日又は本区域の占用が終了した日から１ヶ月以内。

（４）本公募により選定事業者に選定された後、法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合は、承継した日から１ヶ月以内。

（５）本公募を実施しないこととなった場合は、経済産業省及び国土交通省から本情報の破棄を求められた日から１ヶ月以内。

３　法令等、司法機関の判決、決定若しくは命令等又は行政機関の処分等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象資料等を破棄することができない場合、甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、その理由を付して破棄予定日を乙に通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該守秘義務対象資料等をすべて破棄することを約束します。

４　甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、前２項の規定に基づき守秘義務対象資料等を破棄したときは、乙に対し、その旨報告します。

# 第１０条（監査）

１　甲は、乙が要求した場合に、乙が監査日の５営業日前までに甲に通知した上で、守秘義務対象資料等の管理状況を甲の営業時間内に監査することを許可します。

２　甲は、乙が要求した場合に、守秘義務対象資料等の管理状況について、乙が定める様式に従い、報告します。

# 第１１条（損害及び賠償）

１　甲が本誓約書上の秘密保持義務その他の義務に違反した場合（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）には、乙が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、これにより乙に生じた一切の損害、損失又は費用（以下「損害等」といいます。）を賠償又は補償するものとします。

２　甲は、守秘義務対象資料等について、本誓約書に定めるものを除き、甲に何らの権利が認められるものではなく、乙から提供を受けた守秘義務対象資料等の一切の権利又は権限（知的財産権（データベースの著作権を含みますがこれに限りません。著作権については著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利を含みます。）を含みますがこれに限りません。）は乙に帰属すること（なお、甲が法第１５条に規定する選定事業者の通知を受けた場合又は、甲が、選定事業者から第二次被提供者として指定され、経済産業大臣及び国土交通大臣に承認された者である場合は、利用に関する誓約書に従い、別途甲乙間で当該権利又は権限の取扱いを定めるものとします。）を確認するとともに、守秘義務対象資料等の正確性、完全性、有効性、安全性並びにその品質及び内容等が本利用目的の達成に適合していること等に関して、乙が何らの保証も行っておらず、かつ、乙がこれらについて何らの責任を負うものでもないことを確認します。

３　甲は、甲又は第二次被提供者による守秘義務対象資料等の利用に起因又は関連して甲に損害等が発生した場合でも、乙に対して当該損害等の賠償又は補償を請求せず、またこれに起因又は関連して乙に損害等が発生した場合には、直ちに乙に対して当該損害等の一切を賠償又は補償するものとします。

# 第１２条（地位の譲渡等の禁止）

甲は、乙の事前の承諾がある場合を除き、本誓約書上の地位又は本誓約書に基づき発生する権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしません。

# 第１３条（誓約書の修正及び変更）

本誓約書の修正及び変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じません。

# 第１４条（紛争解決）

１　本誓約書について疑義が生じた場合又は本誓約書に定めのない事項については、甲と乙との間で誠実に協議いたします。

２　本誓約書の準拠法は日本法とします。

３　本誓約書に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第１５条（調査費の支払い）

甲は、本公募において甲が応募企業、代表企業又はコンソーシアム構成員となることを予定している場合に、本公募により法第１５条第６項により経済産業大臣及び国土交通大臣より選定事業者の通知を受けたときは、守秘義務対象資料の提供に伴い乙が負担した調査費用について、乙に支払うものとします。支払いの詳細については別途、乙又は経済産業省若しくは国土交通省の指示によるものとします。

# 第１６条（電磁的記録による作成等）

１　甲は、本誓約書により作成することとされている様式等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。）については、乙が指定した場合を除き、当該様式等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の作成をもって、当該様式等の作成に代えることができます。この場合において、当該電磁的記録は、当該様式等とみなします。

２　前項の規定により作成した様式等は、乙の指定する方法により提出するものとします。なお、提出された当該様式等は、乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に乙に到達したものとみなします。

３　本誓約書は電磁的記録を作成し、電子署名を施し、当該電磁的記録を乙に提出するものとします。

以上

【JOGMEC様式１ 別紙】

システム利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」といいます。）がデータプラットフォームシステム上で提供するセントラル方式による調査データ提供サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

本サービスの利用にあたっては、本規約に同意の上、ユーザー登録をする必要があります。本規約に同意しない場合、本サービスは利用できません。

目次

[第１条（適用等） 1](#_Toc191467654)

[第２条（利用登録） 2](#_Toc191467655)

[第３条（登録事項の変更等） 2](#_Toc191467656)

[第４条（ユーザーID及びパスワードの管理） 2](#_Toc191467657)

[第５条（禁止事項） 2](#_Toc191467658)

[第６条（本サービスの提供の停止等） 3](#_Toc191467659)

[第７条（本サービスの提供の終了） 3](#_Toc191467660)

[第８条（利用制限及び登録抹消） 4](#_Toc191467661)

[第９条（保証の否認及び免責） 4](#_Toc191467662)

[第10条（本規約等の変更等） 4](#_Toc191467663)

[第11条（個人情報の取扱い） 4](#_Toc191467664)

[第12条（通知又は連絡） 4](#_Toc191467665)

[第13条（権利義務の譲渡の禁止） 5](#_Toc191467666)

[第14条（秘密保持） 5](#_Toc191467667)

[第15条（紛争解決） 5](#_Toc191467668)

# 第１条（適用等）

１　本規約は、本サービスの利用に関し、ユーザー（第２条第１項の登録希望者及び第２条第２項の登録ユーザーを含みます。）と機構との権利関係を定めるものであり、本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

２　機構は、本サービスの運営にあたり、本規約以外に、本サービスの利用条件に関する個別又は細目の規定（以下、「個別規定」といい、本規約と全ての個別規定を併せて「本規約等」といいます。）を定めることがあります。この場合、個別規定についても本規約の一部を構成するものとします。

３　機構は、前項において定める個別規定の一つとして、ユーザーマニュアルを定めます。ユーザーは、本規約のみならずユーザーマニュアルにも則り、本サービスを利用するものとします。

４　２項において定めた個別規定の内容が本規約と矛盾又は抵触する場合、当該部分については、個別規定において特段の定めがない限り、個別規定の内容が優先して適用されるものとします。

５　本規約で定める「守秘義務対象資料」とは、登録ユーザーと機構とで別途締結される「守秘義務の遵守に関する誓約書」及び「調査結果利用に関する誓約書」で定める「守秘義務対象資料」をいいます。

# 第２条（利用登録）

１　サービスの利用の登録を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、経済産業大臣及び国土交通大臣宛て「守秘義務対象情報の提供を受けるための申請書」様式１をもって本サービスの利用登録を申請することができます。ただし、登録希望者に以下の事由があると判断した場合、機構は本項に基づく利用登録申請を承認しないことがあり、この場合であってもその理由を開示しません。

1. 登録希望者が所定のフォームに必要な事項を入力せず、又は事実と異なる事項を入力した場合。
2. 過去に本規約等に違反したことがある者からの利用登録申請である場合。
3. その他、機構が利用登録を相当でないと判断した場合。

２　登録希望者から前項の利用登録申請があり、かつ経済産業大臣及び国土交通大臣から守秘義務対象情報の提供に関する許諾を受けた者から「守秘義務の遵守に関する誓約書」を機構が受理した場合、機構は、当該登録希望者による本サービスの利用の可否を判断し、その可否を登録希望者に通知するものとします。機構から利用登録申請を承認する通知を受領した登録希望者は、その時点から本サービスの利用登録が認められたユーザー（以下「登録ユーザー」といいます。）として本サービスを利用できるものとします。

# 第３条（登録事項の変更等）

１　機構は、第２条第１項に定める利用登録に際し、登録情報として登録すべき事項（以下「登録事項」といいます。）を、機構の都合により変更することができるものとします。なお、新たに登録事項が追加された場合、登録ユーザーは機構が指定する期間内に機構所定の方法によって登録情報の追加登録を行うものとします。

２　登録ユーザーは、利用登録の際の所定の登録事項に変更があった場合、遅滞なく変更があった事項について連絡するものとします。

３　登録希望者及び登録ユーザーは、機構から登録情報の確認のために資料の提出を求められた場合には、機構が指定する期間内にこれを提出するものとします。

# 第４条（ユーザーID及びパスワードの管理）

１　登録ユーザーは、自己の責任において、本サービスのユーザーＩＤ及びパスワードを適切に管理するものとします。

２　登録ユーザーは、いかなる場合にもユーザーＩＤ及びパスワードを第三者に譲渡若しくは貸与し、又は第三者とともに使用することはできません。ユーザーＩＤとパスワードの組み合わせが登録情報と一致するログインがあった場合には、当該ユーザーＩＤを登録しているユーザー自身による利用とみなします。

３　ユーザーＩＤ及びパスワードが第三者に使用されたことによって生じた損害は、機構は、一切の責任を負わないものとします。

# 第５条（禁止事項）

１　特権ユーザーは、復号化した守秘義務対象資料を、特権ユーザーが所属する法人等の団体と同一の団体に所属する登録ユーザー以外の第三者に閲覧及び提供してはなりません。なお、本項でいう「特権ユーザー」とは、登録ユーザーのうち、守秘義務対象資料を復号化する権限のある者をいいます。

２　前項に定めるもののほか、登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為又は該当すると機構が判断する行為をしてはなりません。

1. 法令に違反する行為
2. 犯罪を助長、協力、誘発するなど犯罪に関連する行為
3. 公序良俗に反する行為
4. 本サービス又は機構のコンテンツの著作権その他の知的財産権を侵害する行為
5. 機構又は本サービスに関連する第三者のサーバー又はネットワークの機能を破壊又は妨害する行為
6. 機構のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
7. 不正アクセスを行い、又はこれを試みる行為
8. 他の登録ユーザーの個人情報等を収集又は蓄積する行為
9. 不正な目的で本サービスを利用する行為
10. 本サービスの他の登録ユーザーその他の第三者に対して不利益、損害、不快感を与える行為
11. 他の登録ユーザーになりすます行為
12. 機構のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
13. その他、機構が不適切と判断する行為

# 第６条（本サービスの提供の停止等）

１　機構は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、登録ユーザーに事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止若しくは中断し、又は本サービスの内容の追加、削除若しくは変更をすることができるものとします。

1. 本サービスに係るコンピュータシステムの保守若しくは点検又は更新を行う場合
2. 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変その他の不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
3. コンピュータ、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの提供ができなくなった場合
4. その他、機構が本サービスの提供が困難と判断した場合
5. 機構のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
6. その他、機構が不適切と判断する行為

２　機構は、本サービスの提供の停止若しくは中断又は本サービスの内容の追加、削除若しくは変更により、登録ユーザー又は第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

# 第７条（本サービスの提供の終了）

１　機構は、機構の裁量により、本サービスの提供を終了させることができるものとします。

２　機構は、本サービスの提供の終了により、登録ユーザー又は第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。なお、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第15条第６項に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣より選定事業者の通知を受けた企業又はコンソーシアムに属する登録ユーザーについては、本サービスに基づき提供されていた調査データの以後の提供方法について、別途機構と協議を行うものとします

# 第８条（利用制限及び登録抹消）

１　機構は、登録ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、登録ユーザーに対し、本サービスの全部若しくは一部の利用を制限し、又は登録ユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。

1. 本規約等のいずれかの条項に違反した場合
2. 登録事項が事実と異なることが判明した場合
3. 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
4. 機構からの連絡に対して１か月間返答がない場合
5. その他、機構が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

２　機構は、前項に基づき機構が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

# 第９条（保証の否認及び免責）

１　機構は、本サービスが登録ユーザーの特定の目的に適合すること、及び、本サービスに事実上又は法律上の欠陥（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性又はセキュリティ等の欠陥を含みますが、これらに限りません。）がないことを明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。

２　本サービスの利用にあたり登録ユーザーに損害が発生したとしても、機構は、当該損害について一切の賠償義務を負わないものとします。

３　機構は、本サービスに関して登録ユーザーと他の登録ユーザー又は第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について、一切責任を負いません。

# 第10条（本規約等の変更等）

機構は、本規約等について、登録ユーザー一般の利益に適合するとき、又は、本規約等の変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、登録ユーザーの承諾なく本規約等を変更できるものとします。この場合は、機構は、一定期間を設けて本規約等の変更内容を事前に告知するものとします。

# 第11条（個人情報の取扱い）

機構は、本サービスに関して取得する個人情報について、機構の個人情報保護方針 (http://www.jogmec.go.jp/privacy\_policy.html)に基づき適切に管理いたします。

# 第12条（通知又は連絡）

登録ユーザーと機構との間の通知又は連絡は、原則として電子メールにより行うものとします。機構は、登録ユーザーが第３条に基づく登録事項の変更手続きを取らない限り、現在登録されているメールアドレスが有効なものとみなして当該連絡先へ通知又は連絡を行うものとします。登録ユーザーが登録事項の変更手続きを怠ったことにより、通知又は連絡が届かなかったときであっても、通常到達すべき時に登録ユーザーへ到達したものとみなします。

# 第13条（権利義務の譲渡の禁止）

登録ユーザーは、機構の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

# 第14条（秘密保持）

登録ユーザーは、本サービスに関連して機構が登録ユーザーに対して秘密に取り扱うことを求めて開示した情報について、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。なお、登録ユーザーは、本サービスに基づき提供される調査データの取扱いについて当該調査データの取扱いに関する別途の誓約書を機構に提出するものとし、登録ユーザーが当該誓約書を機構に提出した場合には、当該調査データの取扱いは当該誓約書の定めによるものとします。

# 第15条（紛争解決）

１　本規約等の準拠法は日本法とします。

２　本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【２０２５年４月３０日制定】

以上

【JOGMEC様式２】調査結果利用に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

【注意】今後、必要最低限の範囲内で内容を変更する可能性があるため、法第15条第６項の規定に基づく選定通知を受領した事業者は、JOGMECから直接、本誓約書の様式を入手すること。

北海道檜山沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

調査結果利用に関する誓約書

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　殿

名称：

所在地：　　　　　　　　　　代表者名：

一、当社（以下「甲」といいます。）は、今般、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成３０年法律第８９号。以下「法」といいます。）第１５条第６項の規定に基づき、北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「本促進区域」といいます。）における公募（以下「本公募」といいます。）に基づく占用に関し、選定事業者として、経済産業大臣及び国土交通大臣から通知（以下「選定通知」といいます。）を受けました。甲は、この選定通知を踏まえ、北海道檜山沖に係る公募占用計画の実施を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書の提出を条件とする守秘義務対象資料（下記第１条第１項で定義します。）の提供を受け、守秘義務対象資料を含む対象資料等（下記第１条第５項で定義します。）を利用することを希望します。

二、守秘義務対象資料の提供を受け、守秘義務対象資料を含む対象資料等を使用するに当たっては、下記事項を遵守することを誓約します。

三、甲が、選定事業者から第二次被提供者（下記第３条２項で定義します。）として指定され、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「乙」といいます。）に通知された者である場合、本目的を「北海道檜山沖に係る公募占有計画の実施の支援」と読み替えます。

記

目次

[第1条（定義） 2](#_Toc196119392)

[第２条（利用の目的） 3](#_Toc196119393)

[第３条（秘密の保持） 4](#_Toc196119394)

[第４条（善管注意義務） 5](#_Toc196119395)

[第５条（個人情報の取扱い） 5](#_Toc196119396)

[第６条（期間） 5](#_Toc196119397)

[第７条（報告及び事態の是正義務） 5](#_Toc196119398)

[第８条（罰則） 6](#_Toc196119399)

[第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄） 6](#_Toc196119400)

[第１０条（破棄の対象外） 6](#_Toc196119401)

[第１１条（知的財産権の帰属） 7](#_Toc196119402)

[第１２条（実施許諾） 7](#_Toc196119403)

[第１３条（監査） 7](#_Toc196119404)

[第１４条（損害、賠償及び責任制限） 7](#_Toc196119405)

[第１５条（地位の譲渡等の禁止） 8](#_Toc196119406)

[第１６条（誓約書の修正及び変更） 8](#_Toc196119407)

[第１７条（紛争解決） 8](#_Toc196119408)

[第１８条（調査費の支払い） 8](#_Toc196119409)

[第１９条（電磁的記録による作成） 9](#_Toc196119410)

[第２０条（優先） 9](#_Toc196119411)

# 第1条（定義）

１　本誓約書において、「守秘義務対象資料」とは、甲が、乙から提供を受ける成果物（本促進区域におけるサイト調査の情報が含まれますが、これに限られません。以下同じです。）を構成する一切の情報（成果物の存在及び内容を含みますが、これに限られません。）その他甲が提供を受ける際に秘密である旨が明示された情報、並びに本誓約書の存在及び内容をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、甲が書面によりその根拠を立証できる場合に限り、守秘義務対象資料に含まれないものとします。なお、本公募への参加に際して甲が乙に提出した「守秘義務の遵守に関する誓約書」の対象となる守秘義務対象資料についても、本誓約書の守秘義務対象資料に含まれるものとし、かつ当該本誓約書の守秘義務対象資料と同等に甲は取り扱うものとします。

（１）提供を受けた時点で甲が既に適法に保有する情報

（２）提供を受けた後に甲が守秘義務を課せられることなく第三者から正当に入手した情報で、当該第三者が甲に当該情報を開示する正当な権利を有しているもの

（３）提供を受けた時点で既に一般に公開されている情報

（４）提供を受けた後に一般に公開された情報で、当該公開に関連して甲の本誓約書上の秘密保持義務その他の義務違反（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）が生じていないもの

（５）乙から提供を受けた守秘義務対象資料等（第２項で定義された意味を有します。）を使用することなく甲が独自に作成した情報

２　本誓約書において、「守秘義務対象資料等」とは、守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料を含む記録媒体（文書、図画、写真、USBメモリ、CD、DVD、ハードディスクドライブ、磁気テープその他の情報を記載又は記録するものをいいます。以下同じです。）その他これに準ずる物件（複写物及び複製物を含みます。記録媒体その他これに準ずる物件を個別に又は総称して、以下「記録媒体等」といいます。）を個別に又は総称したものをいいます。

３　本誓約書において、「派生守秘義務対象資料」とは、甲が、乙から提供を受けた守秘義務対象資料等を複写、複製、加工、分析、編集、統合等（個別に又は総称して、以下「複写・加工等」といいます。）することによって新たに生じた情報をいいます。

４　本誓約書において、「派生守秘義務対象資料等」とは、派生守秘義務対象資料及び派生守秘義務対象資料を含む記録媒体等を個別に又は総称したものをいいます。

５　本誓約書において、「守秘義務対象資料を含む対象資料等」とは、守秘義務対象資料等の全部又は一部及び派生守秘義務対象資料等のうち守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分をいいます。

６　本条前各項に掲げるものの他、本誓約書において特段に定めのない場合は、本誓約書における用語の定義は、本公募の占用指針等の定めるところによることとします。

# 第２条（利用の目的）

１　甲は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料等の提供を受け、守秘義務対象資料等を利用するものであり、乙が事前に書面により承諾した場合を除き、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等を利用しません。

２　甲は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料等を複写・加工等することができ、これらによって派生守秘義務対象資料等を作成することができます。

３　甲は、派生守秘義務対象資料等に守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる場合には、乙が事前に書面により承諾した場合を除き、本目的以外の目的のために当該派生守秘義務対象資料等を利用しません。

４　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等を複写・加工等する場合、当該複写・加工等の時期及び複写・加工等された守秘義務対象資料を含む対象資料等の内容を記録し、乙の求めに応じて、当該記録を提出するものとします。

５　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等に関する一切の権利又は権限（知的財産権（データベースの著作権を含みますがこれに限りません。著作権については著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利を含みます。以下同じです。）を含みますがこれに限りません。）は、乙に帰属することを確認します。ただし、守秘義務対象資料を含む対象資料等のうち、第三者に権利又は権限が帰属するものがある場合はこの限りではありません。

６　前項の規定にかかわらず、海底地盤調査で取得した地盤サンプル（以下「コア試料」といいます。）について、乙は、甲に対して、運転開始までの間、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを条件として、一切の権利又は権限を譲渡します。甲は、譲渡されたコア試料につき、受け取りを拒否いたしません。

７　乙は、第１８条に規定する調査費用の支払があった日以後、第６条第１項に規定する本誓約書の終了（本誓約書の有効期間が終了することを含みますが、終了の事由は問いません。）の日まで（ただし、本促進区域の占用が終了した場合は、当該本促進区域の占用が終了した日まで、又は本公募により選定事業者に選定された後、法第２０条に基づき他者に地位を承継した場合は、当該地位を承継した日までとします。）、甲が事前に書面により承諾した場合を除き、甲が第１項及び第３項その他の本誓約書に定めに従い守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等のうち守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分を利用することができる範囲において、甲以外の第三者（経済産業省、国土交通省、その他法令上情報を開示又は提供することが求められる場合を除きます。）に対して、守秘義務対象資料等の全部又は一部を利用する権利又は権限を付与しないものとします。なお、甲および乙は、本項の定めが、乙が守秘義務対象資料等の全部又は一部を利用することを何ら妨げるものでないことを確認します。

# 第３条（秘密の保持）

１　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等を秘密として保持するものとし、本誓約書に別段の定めがある場合を除き、守秘義務対象資料を含む対象資料等を第三者（経済産業省、国土交通省、その他法令上情報を開示又は提供することが求められる場合を除きます。）に対し開示又は提供をしません。また、守秘義務対象資料を含む対象資料等の取扱いにより本促進区域に利害関係を有する第三者に生じた損害については、甲が一切の責任を負うこととします。

２　前項にかかわらず、甲が選定事業者の場合においては、次の各号に掲げる者（以下「第二次被提供者」といいます。）に対して、本目的のために必要な限度において、守秘義務対象資料を含む対象資料等を提供できるものとします。

（１）甲が、選定通知があった日より前に第二次被提供者として指定し、経済産業省及び国土交通省に承諾された者であって、その者への守秘義務対象資料を含む対象資料等の提供に関し、甲が乙に通知した者

（２）甲が、選定通知があった日以後に本目的のために新たに守秘義務対象資料等を提供する必要のある者であって、経済産業省及び国土交通省に承諾された者であって、その者への守秘義務対象資料を含む対象資料等の提供に関し、甲が乙に通知した者

３　第１項にかかわらず、甲が第二次被提供者の場合においては、甲を第二次被提供者として指定した選定事業者に対して、本目的のために必要な限度において、守秘義務対象資料を含む対象資料等を提供できるものとします。

４　第１項にかかわらず、甲は、法令等、司法機関の判決、決定若しくは命令等又は行政機関の処分等により、守秘義務対象資料を含む対象資料等の開示又は提供が義務づけられている場合には、当該守秘義務対象資料を含む対象資料等の開示又は提供につき可能な限り乙の指示に従うものとし、合理的に必要と認められる限度において、当該守秘義務対象資料を含む対象資料等を第三者に開示又は提供することができるものとします。この場合、甲は、事前にその旨を乙に書面により通知し、開示又は提供する時期、開示又は提供する守秘義務対象資料を含む対象資料等の内容等について乙と協議します。ただし、事前に乙と当該協議を行うことが実務上不可能又は著しく困難な場合には、開示又は提供後速やかに乙に書面により通知を行うものとします。

５　甲が選定事業者である場合おいては、第２項に定める場合には、甲は第二次被提供者にも本誓約書と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、第二次被提供者が本誓約書記載の遵守事項に違反したときは、甲がその一切の責任を負うこととします。

# 第４条（善管注意義務）

甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。なお、別途乙が指定する場合には、乙が指定する方法に従って、守秘義務対象資料を含む対象資料等を取り扱うものとします。

# 第５条（個人情報の取扱い）

甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」といいます。）により、国に認められる範囲内で、かつ、甲に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により国及び甲に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

# 第６条（期間）

１　本誓約書の有効期間は、●●年●●月●●日から本促進区域の占用が終了する日までとします。ただし、本促進区域の占用を開始する前に、法第２１条により公募占用計画の認定が取り消された場合、本誓約書の有効期間の終期は、当該認定が取り消された日とします。

２　本誓約書に基づき甲が負う義務は、法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合であっても、存続するものとします。

３　本誓約書の終了後（終了の事由は問いません。以下同じです。）も、第２条第１項、第３項及び第４項、第３条並びに第４条に基づき甲が負う義務は、本誓約書の終了日までに第９条第１項に定める破棄の条件に該当しない場合は本誓約書の終了日以後に第９条第１項に定める破棄の条件に該当する日まで、並びに第７条乃至第１４条、第１７条及び本項に基づき甲が負う義務は対象事項が存在する限り、各々有効に存続するものとします。

# 第７条（報告及び事態の是正義務）

１　甲が選定事業者である場合おいては、甲若しくは第二次被提供者が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等若しくは守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる派生守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合（乙が事前に書面により承諾した場合を除きます。）、甲若しくは第二次被提供者から守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲若しくは第二次被提供者から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

２　甲が第二次被提供者の場合においては、甲が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等若しくは守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる派生守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合（乙が事前に書面により承諾した場合を除きます。）、甲から守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

３　前２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、乙の指示に従い、当該事態の是正又は防止のために必要な措置を講じるものとします。

# 第８条（罰則）

前条第１項又は第２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、本公募に基づく海域の占用権及び法に基づく他の海域における公募における公募参加資格を喪失する場合があること、並びに応募アドバイザーその他あらゆる立場で本公募及び法に基づく他の海域における公募に関与することが認められない場合があることを承知しています。

# 第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄）

１　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等及びコア試料について、次の各号に定める破棄の条件に基づき、すべて速やかに破棄することを約束します。いずれの場合においても、甲が第二次被提供者に対して守秘義務対象資料を含む対象資料等の全部又は一部を提供していたときは、当該第二次被提供者をして、提供を受けた守秘義務対象資料を含む対象資料等をすべて速やかに破棄させることを約束します。ただしコア試料については、運転開始より前に本項２号の事由が生じた場合には、法第２０条に基づき甲の地位を承継した者に対して譲渡するものとします。

（１）本促進区域の占用が終了した日から１ヶ月以内。

（２）本公募により選定事業者に選定された後、法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合は、承継した日から１ヶ月以内。

２　法令等、司法機関の判決、決定若しくは命令等又は行政機関の処分等により守秘義務対象資料を含む対象資料等の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象資料を含む対象資料等を破棄することができない場合、甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、その理由を付して破棄予定日を乙に通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該守秘義務対象資料を含む対象資料等をすべて破棄することを約束します。

３　甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、前２項の規定に基づき守秘義務対象資料を含む対象資料等を破棄したときは、乙に対し、その旨報告します。

# 第１０条（破棄の対象外）

前条にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる情報を含み、かつ、その他に守秘義務対象資料を含む対象資料等が含まれない記録媒体等が存在する場合には、当該記録媒体等は、前条に定める破棄の対象外とします。ただし、甲は、次の各号に掲げるものを第三者（経済産業省、国土交通省、その他法令上情報を開示又は提供することが求められる場合を除きます。）に開示又は提供せず、当該各号に掲げる事由に合理的に必要な限度（ただし、第２号に掲げるものについては本目的のために必要と認められる限度とします。）でのみ利用しその他の目的で利用せず、かつ善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

（１）甲の社内決裁及び社内ガバナンスに係る書類（稟議書、各種会議体の議事録等）に記載されている守秘義務対象資料等

（２）守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる派生守秘義務対象資料等

# 第１１条（知的財産権の帰属）

１　守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等に基づいて甲がなした知的財産に係る知的財産権は、甲に帰属するものとします。ただし、守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等に基づいて乙又は第三者がなした知的財産に係る知的財産権は、乙又は第三者に留保されるものとします。

２　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等に基づく知的財産に係る出願を行おうとする場合には、事前に、当該出願に係る書類の内容に守秘義務対象資料等の全部又は一部が含まれているか否かについて乙の書面による確認を得るものとし、当該出願に係る書類の内容に守秘義務対象資料等の全部又は一部が含まれている場合には、乙の書面による承諾を得るものとします。

# 第１２条（実施許諾）

甲は、乙に対し、前条第１項に規定する甲がなした知的財産並びに乙から提供を受けた守秘義務対象資料等及び派生守秘義務対象資料等を乙又は乙の指示する者が実施又は利用することを無償で許諾するものとします。ただし、乙又は乙の指示する者が実施又は利用する場合、甲の書面による承認を得るものとします。この場合、甲は、合理的な理由なく承認を拒絶いたしません。

# 第１３条（監査）

甲は、乙が要求した場合に、乙が監査日の５営業日前までに甲に通知した上で、守秘義務対象資料を含む対象資料等の管理状況を甲の営業時間内に監査することを許可します。

# 第１４条（損害、賠償及び責任制限）

１　甲が本誓約書上の秘密保持義務その他の義務に違反した場合（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）には、乙が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、これにより乙に生じた一切の損害、損失又は費用（以下「損害等」といいます。）を賠償又は補償するものとします。

２　甲は、守秘義務対象資料等について、本誓約書に定めるものを除き、甲に何らの権利が認められるものではなく、乙から提供を受けた守秘義務対象資料を含む対象資料等の一切の権利又は権限（知的財産権を含みますがこれに限りません。）は乙に帰属することを確認するとともに、守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等の正確性、完全性、有効性、安全性並びにその品質及び内容等が本目的の達成に適合していること等に関して、乙が何らの保証も行っておらず、かつ、乙がこれらについて何らの責任を負うものでもないことを確認します。

３　甲は、甲又は第二次被提供者による守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等の利用に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」といいます。）が生じた場合には、直ちに乙に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において当該紛争等を解決するものします。乙は、合理的な範囲で当該紛争等に協力するものとします。

４　甲は、甲又は第二次被提供者による守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等の利用に起因又は関連して甲に損害等が発生した場合（前項の紛争等による損害を含みますが、これに限りません。）でも、乙に対して当該損害等の賠償又は補償を請求せず、またこれに起因又は関連して乙に損害等（合理的な弁護士費用を含みます。）が発生した場合には、直ちに乙に対して当該損害等の一切を賠償又は補償するものとします。

# 第１５条（地位の譲渡等の禁止）

甲は、乙の事前の承諾がある場合を除き、本誓約書上の地位又は本誓約書に基づき発生する権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしません。

# 第１６条（誓約書の修正及び変更）

本誓約書の修正及び変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じません。

# 第１７条（紛争解決）

１　本誓約書について疑義が生じた場合又は本誓約書に定めのない事項については、甲と乙との間で誠実に協議いたします。

２　本誓約書の準拠法は日本法とします。

３　本誓約書に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第１８条（調査費の支払い）

１　甲が選定事業者である場合においては、甲は、乙に対し、乙が守秘義務対象資料等を取得するのに要した費用（以下「調査費用」という。）として、金○○,○○円を、甲が法第１７条の公募占用計画の認定を受けてから２か月以内に支払います。

２　甲は、前項に定める調査費用の支払いに係る詳細について、別途乙から甲に通知するものに従います。

# 第１９条（電磁的記録による作成）

本誓約書は電磁的記録を作成し、電子署名を施し、当該電磁的記録を乙に提出するものとします。

# 第２０条（優先）

守秘義務の遵守に関する誓約書と本誓約書において矛盾が生じる場合には、本誓約書を優先する。

以上

【NEDO様式１】守秘義務の遵守に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

守秘義務の遵守に関する誓約書

（北海道檜山沖）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　殿

名称：

所在地：　　　　　　　　　　代表者名：

一、当社（以下「甲」といいます。）は、今般、北海道檜山沖（以下「本区域」といいます。）における、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成３０年法律第８９号。以下「法」といいます。）に基づく公募（以下「本公募」といいます。）に関し、甲が応募企業（下記第１条第４項で定義します。）、代表企業（下記第１条第５項で定義します。）又はコンソーシアム構成員（下記第１条第６項で定義します。）となることを予定している場合は本公募への参加を目的（以下、「本目的」といいます。）とし、本誓約書の提出を条件とする守秘義務対象資料（下記第１条第１項で定義します。）の提供を受けることについての承諾を経済産業大臣及び国土交通大臣から得たので、守秘義務対象資料の提供を受けることを希望します。

二、守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

三、一において、甲が関係会社（下記第１条第７項で定義します。）である場合は、本目的を「本公募への参加への支援及び協力」、甲が応募アドバイザー（下記第１条第８項で定義します。）の場合は、「公募占用計画の提案の検討」、又は甲が協力企業（下記第１条第９項で定義します。）の場合は、「公募占用計画の提案の検討への支援及び協力」と読み替えます。

四、 甲が、法第１５条第６項の規定に基づき、本区域における公募に基づく占用に関し、選定事業者として、経済産業大臣及び国土交通大臣から通知を受けた場合、「北海道檜山沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域調査結果利用に関する誓約書」（以下「利用に関する誓約書」といいます。）に従い、別途甲乙間で守秘義務対象資料等（下記第1条第3項で定義します。）の取扱いを定めるものとします。又、甲が、選定事業者から第二次被提供者（下記第２条３項で定義します。）として指定され 、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「乙」といいます。）に通知された者である場合も、利用に関する誓約書に従い、別途甲乙間で守秘義務対象資料等の取扱いを定めるものとします。

記

目次

[第1条（定義） 3](#_Toc198054183)

[第２条（利用の目的） 4](#_Toc198054184)

[第３条（秘密の保持）【注】 4](#_Toc198054185)

[第４条（善管注意義務） 5](#_Toc198054186)

[第５条（個人情報の取扱い） 5](#_Toc198054187)

[第６条（期間） 5](#_Toc198054188)

[第７条（報告及び事態の是正義務） 5](#_Toc198054189)

[第８条（罰則） 6](#_Toc198054190)

[第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄） 6](#_Toc198054191)

[第１０条（監査） 7](#_Toc198054192)

[第１１条（損害及び賠償） 7](#_Toc198054193)

[第１２条（地位の譲渡等の禁止） 7](#_Toc198054194)

[第１３条（誓約書の修正及び変更） 7](#_Toc198054195)

[第１４条（紛争解決） 8](#_Toc198054196)

[第１５条（電磁的記録による作成等） 8](#_Toc198054197)

# 第1条（定義）

１　本誓約書において、「守秘義務対象資料」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

（１）甲が乙から提供を受ける本区域又は本公募に関する成果物（本区域におけるサイト調査の情報が含まれますが、これに限られません。以下同じです。）を構成する一切の情報（成果物の存在及び内容を含みますが、これに限られません。）及び甲又は第二次被提供者がこれを複写、複製した情報

（２）甲又は第二次被提供者が前号の情報を加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じた情報

（３）その他甲が提供を受ける際に秘密である旨が明示された情報

（４）本誓約書の存在及び内容

２　前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当することにつき、甲が書面によりその根拠を立証できる場合に限り、守秘義務対象資料に含まれないものとします。

（１）提供を受けた時点で甲が既に適法に保有する情報

（２）提供を受けた後に甲が守秘義務を課せられることなく第三者から正当に入手した情報で、当該第三者が甲に当該情報を開示又は提供する正当な権利を有しているもの

（３）提供を受けた時点で既に一般に公開されている情報

（４）提供を受けた後に一般に公開された情報で、当該公開に関連して甲の本誓約書上の秘密保持義務その他の義務違反（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）が生じていないもの

（５）乙から提供を受けた守秘義務対象資料等（第３項で定義された意味を有します。）を使用することなく甲が独自に作成した情報

３　本誓約書において、「守秘義務対象資料等」とは、守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料を含む記録媒体（文書、図画、写真、USBメモリ、CD、DVD、ハードディスクドライブ、磁気テープその他の情報を記載又は記録するものをいいます。以下同じです。）その他これに準ずる物件（複写物及び複製物を含みます。記録媒体その他これに準ずる物件を個別に又は総称して、以下「記録媒体等」といいます。）を個別に又は総称したものをいいます。

４　本誓約書において、「応募企業」とは、本公募に応募する者であって、コンソーシアムを形成せずに応募する者をいいます。

５　本誓約書において、「代表企業」とは、本公募に応募する者かつコンソーシアムを形成する者であって、当該コンソーシアムの構成員のうち、代表としての責任を負う者をいいます。

６　本誓約書において、「コンソーシアム構成員」とは、本公募に応募する者かつコンソーシアムを形成する者であって、当該コンソーシアムの構成員のうち、代表としての責任を負わない者をいいます。

７　本誓約書において、「関係会社」とは、応募企業、代表企業又はコンソーシアム構成員の関係会社（会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第２条第３項第２５号に規定する関係会社をいいます。）をいいます。

８　本誓約書において、「応募アドバイザー」とは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、応募企業のために又は形成されるコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者としてその応募企業、代表企業又はそのコンソーシアム構成員が選任した者をいいます。

９　本誓約書において、「協力企業」とは、本公募に関し、資金を提供し、又は業務の委託等（準委任、請負、外注その他委託の形式を問いません。）を受ける者（それらを受けようとする者を含みます。）として応募企業、代表企業又はコンソーシアム構成員が選任した者その他これらに類する者をいいます。

１０　本条前各項に掲げるものの他、本誓約書において特段に定めのない場合は、本誓約書における用語の定義は、本公募の占用指針等の定めるところによることとします。

# 第２条（利用の目的）

１　乙は、甲に対し、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が所有するデータプラットフォームシステム上で提供するセントラル方式による調査データ提供サービス（以下「本サービス」といいます。）で、守秘義務対象資料等を提供します。甲は、本サービスを利用するにあたり、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が示す「システム利用規約」に同意します。

２　甲は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料等の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

３　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、甲は、甲が令和７年５月20日付け「北海道檜山沖に関する情報の提供について」【様式３】（第二次被提供者の指定）又は【様式３－２】（第二次被提供者の指定の変更）を経済産業大臣及び国土交通大臣に対して提出し、その内容を遵守する場合に限り、コンソーシアム構成員、関係会社、応募アドバイザー及び協力企業のうち甲が第二次被提供者として指定し、経済産業大臣及び国土交通大臣に承諾され、第二次被提供者であることが乙に通知された者（以下「第二次被提供者」といいます。）に対してのみ、守秘義務対象資料等のうち第１条１項２号に該当する情報を提供することができるものとします。

# 第３条（秘密の保持）【注】

１　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、甲は、守秘義務対象資料等を秘密として保持するものとし、前条第３項に定める場合を除き、第三者（経済産業省、国土交通省、その他法令上情報を開示又は提供することが求められる場合を除きます。）に対し開示又は提供をしません。

２　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、守秘義務対象資料等の情報の取扱いにより本区域に利害関係を有する第三者に生じた損害については、甲が一切の責任を負うこととします。

３　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、前条第３項に定める場合には、甲は当該第二次被提供者に本誓約書と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、当該第二次被提供者が本誓約書記載の遵守事項に違反したときは、甲がその一切の責任を負うこととします。

４　本公募において甲がコンソーシアム構成員、関係会社、応募アドバイザー又は協力企業となることを予定している場合においては、甲は、守秘義務対象資料等を秘密として保持するものとし、第三者に対し提供しません。ただし、守秘義務対象資料等のうち、第１条１項２号に該当する情報については、甲を第二次被提供者として指定した応募企業又は代表企業及びその応募企業又は代表企業と同一の応募企業又は代表企業が指定した第二次被提供者に対して、開示することができるものとします。

【注】提供された守秘義務対象資料等の管理方法・管理体制について別紙として添付してください［様式自由］。

# 第４条（善管注意義務）

甲は、守秘義務対象資料等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。なお、別途乙が指定する場合には、甲は、乙が指定する方法に従って、守秘義務対象資料等を取り扱うものとします。

# 第５条（個人情報の取扱い）

甲は、守秘義務対象資料等のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」といいます。）により、国に認められる範囲内で、かつ、甲に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により国及び甲に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

# 第６条（期間）

本誓約書に基づき甲が負う義務は、公募占用計画の提出に至らなかった場合、選定事業者として選定されなかった場合、選定事業者として選定された場合又は法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合のいずれの場合であっても、第２条、第３条及び第４条に基づき甲が負う義務は、本誓約書の第９条第２項及び第３項に定める破棄の条件に該当する日まで、並びに第７条乃至第１１条、第１４条及び本条に基づき甲が負う義務は対象事項が存在する限り有効に存続するものとします。

# 第７条（報告及び事態の是正義務）

１　本公募において甲が応募企業又は代表企業となることを予定している場合においては、甲は、甲又は第二次被提供者が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合、甲又は第二次被提供者から守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲又は第二次被提供者から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

２　本公募において甲がコンソーシアム構成員、関係会社、応募アドバイザー又は協力企業となることを予定している場合においては、甲は、甲が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合、甲から守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

３　前２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、乙の指示に従い、当該事態の是正又は防止のために必要な措置を講じるものとします。

# 第８条（罰則）

前条第１項又は第２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、本公募及び法に基づく他の海域における公募における公募参加資格を喪失する可能性があること、及び関係会社、応募アドバイザー、協力企業その他あらゆる立場で本公募及び法に基づく他の海域における公募に関与することが認められない可能性があることを承知しています。

# 第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄）

１　甲は、守秘義務対象資料等について、次項各号に定める破棄の条件に基づき、すべて速やかに破棄することを約束します。いずれの場合においても、甲が第二次被提供者に対して守秘義務対象資料等のうち第１条１項２号の情報を提供していたときは、当該第二次被提供者をして、提供を受けた守秘義務対象資料等をすべて速やかに破棄させることを約束します。なお、甲が法第１５条に規定する選定事業者の通知を受けた場合又は、甲が、選定事業者から第二次被提供者として指定され、乙に通知された者である場合は、利用に関する誓約書に従い、別途、甲乙間で守秘義務対象資料等の取扱いを新たに定めるものとします。

２　前項における破棄の条件とは、自ら若しくは自らが所属するコンソーシアム又は自らが関係会社、応募アドバイザー若しくは協力企業となる申請者が、以下いずれかに該当する場合をいいます。

（１）本公募に参加しなかった場合は、本公募の受付終了日（本公募に係る公募占用指針で定める公募占用計画の提出締切日をいいます。）から１ヶ月以内。

（２）本公募により選定事業者に選定されなかった場合は、選定結果が公表された日から１ヶ月以内。

（３）本公募により選定事業者に選定された場合は、選定事業者の選定が取り消された日又は本区域の占用が終了した日から１ヶ月以内。

（４）本公募により選定事業者に選定された後、法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合は、承継した日から１ヶ月以内。

（５）本公募を実施しないこととなった場合は、経済産業省及び国土交通省から本情報の破棄を求められた日から１ヶ月以内。

３　法令等、司法機関の判決、決定若しくは命令等又は行政機関の処分等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象資料等を破棄することができない場合、甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、その理由を付して破棄予定日を乙に通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該守秘義務対象資料等をすべて破棄することを約束します。

４　甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、前２項の規定に基づき守秘義務対象資料等を破棄したときは、乙に対し、その旨報告します。

# 第１０条（監査）

１　甲は、乙が要求した場合に、乙が監査日の５営業日前までに甲に通知した上で、守秘義務対象資料等の管理状況を甲の営業時間内に監査することを許可します。

２　甲は、乙が要求した場合に、守秘義務対象資料等の管理状況について、乙が定める様式に従い、報告します。

# 第１１条（損害及び賠償）

１　甲が本誓約書上の秘密保持義務その他の義務に違反した場合（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）には、乙が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、これにより乙に生じた一切の損害、損失又は費用（以下「損害等」といいます。）を賠償又は補償するものとします。

２　甲は、守秘義務対象資料等について、本誓約書に定めるものを除き、甲に何らの権利が認められるものではなく、乙から提供を受けた守秘義務対象資料等の一切の権利又は権限（知的財産権（データベースの著作権を含みますがこれに限りません。著作権については著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利を含みます。）を含みますがこれに限りません。）は乙に帰属すること（なお、甲が法第１５条に規定する選定事業者の通知を受けた場合又は、甲が、選定事業者から第二次被提供者として指定され、経済産業大臣及び国土交通大臣に承認された者である場合は、利用に関する誓約書に従い、別途甲乙間で当該権利又は権限の取扱いを定めるものとします。）を確認するとともに、守秘義務対象資料等の正確性、完全性、有効性、安全性並びにその品質及び内容等が本利用目的の達成に適合していること等に関して、乙が何らの保証も行っておらず、かつ、乙がこれらについて何らの責任を負うものでもないことを確認します。

３　甲は、甲又は第二次被提供者による守秘義務対象資料等の利用に起因又は関連して甲に損害等が発生した場合でも、乙に対して当該損害等の賠償又は補償を請求せず、またこれに起因又は関連して乙に損害等が発生した場合には、直ちに乙に対して当該損害等の一切を賠償又は補償するものとします。

# 第１２条（地位の譲渡等の禁止）

甲は、乙の事前の承諾がある場合を除き、本誓約書上の地位又は本誓約書に基づき発生する権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしません。

# 第１３条（誓約書の修正及び変更）

本誓約書の修正及び変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じません。

# 第１４条（紛争解決）

１　本誓約書について疑義が生じた場合又は本誓約書に定めのない事項については、甲と乙との間で誠実に協議いたします。

２　本誓約書の準拠法は日本法とします。

３　本誓約書に関して訴訟の必要が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第１５条（電磁的記録による作成等）

１　甲は、本誓約書により作成することとされている様式等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。）については、乙が指定した場合を除き、当該様式等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の作成をもって、当該様式等の作成に代えることができます。この場合において、当該電磁的記録は、当該様式等とみなします。

２　前項の規定により作成した様式等は、乙の指定する方法により提出するものとします。なお、提出された当該様式等は、乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に乙に到達したものとみなします。

３　本誓約書は電磁的記録を作成し、電子署名を施し、当該電磁的記録を乙に提出するものとします。

以上

【NEDO様式２】調査結果利用に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

【注意】今後、必要最低限の範囲内で内容を変更する可能性があるため、法第15条第６項の規定に基づく選定通知を受領した事業者は、NEDOから直接、本誓約書の様式を入手すること。

北海道檜山沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

調査結果利用に関する誓約書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　殿

名称：

所在地：　　　　　　　　　　代表者名：

一、当社（以下「甲」といいます。）は、今般、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成３０年法律第８９号。以下「法」といいます。）第１５条第６項の規定に基づき、北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「本促進区域」といいます。）における公募（以下「本公募」といいます。）に基づく占用に関し、選定事業者として、経済産業大臣及び国土交通大臣から通知（以下「選定通知」といいます。）を受けました。甲は、この選定通知を踏まえ、北海道檜山沖に係る公募占用計画の実施を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書の提出を条件とする守秘義務対象資料（下記第１条第１項で定義します。）の提供を受け、守秘義務対象資料を含む対象資料等（下記第１条第５項で定義します。）を利用することを希望します。

二、守秘義務対象資料の提供を受け、守秘義務対象資料を含む対象資料等を使用するに当たっては、下記事項を遵守することを誓約します。

三、甲が、選定事業者から第二次被提供者（下記第３条２項で定義します。）として指定され、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「乙」といいます。）に通知された者である場合、本目的を「北海道檜山沖に係る公募占有計画の実施の支援」と読み替えます。

記

目次

[第1条（定義） 3](#_Toc198053488)

[第２条（利用の目的） 3](#_Toc198053489)

[第３条（秘密の保持） 4](#_Toc198053490)

[第４条（善管注意義務） 5](#_Toc198053491)

[第５条（個人情報の取扱い） 5](#_Toc198053492)

[第６条（期間） 5](#_Toc198053493)

[第７条（報告及び事態の是正義務） 6](#_Toc198053494)

[第８条（罰則） 6](#_Toc198053495)

[第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄） 6](#_Toc198053496)

[第１０条（破棄の対象外） 7](#_Toc198053497)

[第１１条（知的財産権の帰属） 7](#_Toc198053498)

[第１２条（実施許諾） 8](#_Toc198053499)

[第１３条（監査） 8](#_Toc198053500)

[第１４条（損害、賠償及び責任制限） 8](#_Toc198053501)

[第１５条（地位の譲渡等の禁止） 9](#_Toc198053502)

[第１６条（誓約書の修正及び変更） 9](#_Toc198053503)

[第１７条（紛争解決） 9](#_Toc198053504)

[第１８条（電磁的記録による作成） 9](#_Toc198053505)

[第１９条（優先） 9](#_Toc198053506)

# 第1条（定義）

１　本誓約書において、「守秘義務対象資料」とは、甲が、乙から提供を受ける成果物（本促進区域におけるサイト調査の情報が含まれますが、これに限られません。以下同じです。）を構成する一切の情報（成果物の存在及び内容を含みますが、これに限られません。）その他甲が提供を受ける際に秘密である旨が明示された情報、並びに本誓約書の存在及び内容をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、甲が書面によりその根拠を立証できる場合に限り、守秘義務対象資料に含まれないものとします。なお、本公募への参加に際して甲が乙に提出した「守秘義務の遵守に関する誓約書」の対象となる守秘義務対象資料についても、本誓約書の守秘義務対象資料に含まれるものとし、かつ当該本誓約書の守秘義務対象資料と同等に甲は取り扱うものとします。

（１）提供を受けた時点で甲が既に適法に保有する情報

（２）提供を受けた後に甲が守秘義務を課せられることなく第三者から正当に入手した情報で、当該第三者が甲に当該情報を開示する正当な権利を有しているもの

（３）提供を受けた時点で既に一般に公開されている情報

（４）提供を受けた後に一般に公開された情報で、当該公開に関連して甲の本誓約書上の秘密保持義務その他の義務違反（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）が生じていないもの

（５）乙から提供を受けた守秘義務対象資料等（第２項で定義された意味を有します。）を使用することなく甲が独自に作成した情報

２　本誓約書において、「守秘義務対象資料等」とは、守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料を含む記録媒体（文書、図画、写真、USBメモリ、CD、DVD、ハードディスクドライブ、磁気テープその他の情報を記載又は記録するものをいいます。以下同じです。）その他これに準ずる物件（複写物及び複製物を含みます。記録媒体その他これに準ずる物件を個別に又は総称して、以下「記録媒体等」といいます。）を個別に又は総称したものをいいます。

３　本誓約書において、「派生守秘義務対象資料」とは、甲が、乙から提供を受けた守秘義務対象資料等を複写、複製、加工、分析、編集、統合等（個別に又は総称して、以下「複写・加工等」といいます。）することによって新たに生じた情報をいいます。

４　本誓約書において、「派生守秘義務対象資料等」とは、派生守秘義務対象資料及び派生守秘義務対象資料を含む記録媒体等を個別に又は総称したものをいいます。

５　本誓約書において、「守秘義務対象資料を含む対象資料等」とは、守秘義務対象資料等の全部又は一部及び派生守秘義務対象資料等のうち守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分をいいます。

６　本条前各項に掲げるものの他、本誓約書において特段に定めのない場合は、本誓約書における用語の定義は、本公募の占用指針等の定めるところによることとします。

# 第２条（利用の目的）

１　甲は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料等の提供を受け、守秘義務対象資料等を利用するものであり、乙が事前に書面により承諾した場合を除き、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等を利用しません。

２　甲は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料等を複写・加工等することができ、これらによって派生守秘義務対象資料等を作成することができます。

３　甲は、派生守秘義務対象資料等に守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる場合には、乙が事前に書面により承諾した場合を除き、本目的以外の目的のために当該派生守秘義務対象資料等を利用しません。

４　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等を複写・加工等する場合、当該複写・加工等の時期及び複写・加工等された守秘義務対象資料を含む対象資料等の内容を記録し、乙の求めに応じて、当該記録を提出するものとします。

５　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等に関する一切の権利又は権限（知的財産権（データベースの著作権を含みますがこれに限りません。著作権については著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利を含みます。以下同じです。）を含みますがこれに限りません。）は、乙に帰属することを確認します。ただし、守秘義務対象資料を含む対象資料等のうち、第三者に権利又は権限が帰属するものがある場合はこの限りではありません。

# 第３条（秘密の保持）

１　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等を秘密として保持するものとし、本誓約書に別段の定めがある場合を除き、守秘義務対象資料を含む対象資料等を第三者（経済産業省、国土交通省、その他法令上情報を開示又は提供することが求められる場合を除きます。）に対し開示又は提供をしません。また、守秘義務対象資料を含む対象資料等の取扱いにより本促進区域に利害関係を有する第三者に生じた損害については、甲が一切の責任を負うこととします。

２　前項にかかわらず、甲が選定事業者の場合においては、次の各号に掲げる者（以下「第二次被提供者」といいます。）に対して、本目的のために必要な限度において、守秘義務対象資料を含む対象資料等を提供できるものとします。

（１）甲が、選定通知があった日より前に第二次被提供者として指定し、経済産業省及び国土交通省に承諾された者であって、その者への守秘義務対象資料を含む対象資料等の提供に関し、甲が乙に通知した者

（２）甲が、選定通知があった日以後に本目的のために新たに守秘義務対象資料等を提供する必要のある者であって、経済産業省及び国土交通省に承諾された者であって、その者への守秘義務対象資料を含む対象資料等の提供に関し、甲が乙に通知した者

３　第１項にかかわらず、甲が第二次被提供者の場合においては、甲を第二次被提供者として指定した選定事業者に対して、本目的のために必要な限度において、守秘義務対象資料を含む対象資料等を提供できるものとします。

４　第１項にかかわらず、甲は、法令等、司法機関の判決、決定若しくは命令等又は行政機関の処分等により、守秘義務対象資料を含む対象資料等の開示又は提供が義務づけられている場合には、当該守秘義務対象資料を含む対象資料等の開示又は提供につき可能な限り乙の指示に従うものとし、合理的に必要と認められる限度において、当該守秘義務対象資料を含む対象資料等を第三者に開示又は提供することができるものとします。この場合、甲は、事前にその旨を乙に書面により通知し、開示又は提供する時期、開示又は提供する守秘義務対象資料を含む対象資料等の内容等について乙と協議します。ただし、事前に乙と当該協議を行うことが実務上不可能又は著しく困難な場合には、開示又は提供後速やかに乙に書面により通知を行うものとします。

５　甲が選定事業者である場合においては、第２項に定める場合には、甲は第二次被提供者にも本誓約書と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、第二次被提供者が本誓約書記載の遵守事項に違反したときは、甲がその一切の責任を負うこととします。

# 第４条（善管注意義務）

甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。なお、別途乙が指定する場合には、乙が指定する方法に従って、守秘義務対象資料を含む対象資料等を取り扱うものとします。

# 第５条（個人情報の取扱い）

甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」といいます。）により、国に認められる範囲内で、かつ、甲に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により国及び甲に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

# 第６条（期間）

１　本誓約書の有効期間は、●●年●●月●●日から本促進区域の占用が終了する日までとします。ただし、本促進区域の占用を開始する前に、法第２１条により公募占用計画の認定が取り消された場合、本誓約書の有効期間の終期は、当該認定が取り消された日とします。

２　本誓約書に基づき甲が負う義務は、法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合であっても、存続するものとします。

３　本誓約書の終了後（終了の事由は問いません。以下同じです。）も、第２条第１項、第３項及び第４項、第３条並びに第４条に基づき甲が負う義務は、本誓約書の終了日までに第９条第１項に定める破棄の条件に該当しない場合は本誓約書の終了日以後に第９条第１項に定める破棄の条件に該当する日まで、並びに第７条乃至第１４条、第１７条及び本項に基づき甲が負う義務は対象事項が存在する限り、各々有効に存続するものとします。

# 第７条（報告及び事態の是正義務）

１　甲が選定事業者である場合においては、甲若しくは第二次被提供者が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等若しくは守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる派生守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合（乙が事前に書面により承諾した場合を除きます。）、甲若しくは第二次被提供者から守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲若しくは第二次被提供者から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

２　甲が第二次被提供者の場合においては、甲が本目的以外の目的のために守秘義務対象資料等若しくは守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる派生守秘義務対象資料等を利用したことが発覚した場合（乙が事前に書面により承諾した場合を除きます。）、甲から守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、甲から誓約書により認められる方法以外の方法で第三者が守秘義務対象資料等若しくは当該派生守秘義務対象資料等を取得した場合又はこれらの事態が発生するおそれがあることを知った場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知します。

３　前２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、乙の指示に従い、当該事態の是正又は防止のために必要な措置を講じるものとします。

# 第８条（罰則）

前条第１項又は第２項に定めるいずれかの事態が発生した場合、甲は、本公募に基づく海域の占用権及び法に基づく他の海域における公募における公募参加資格を喪失する場合があること、並びに応募アドバイザーその他あらゆる立場で本公募及び法に基づく他の海域における公募に関与することが認められない場合があることを承知しています。

# 第９条（守秘義務対象資料を含む対象資料等の破棄）

１　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等について、次の各号に定める破棄の条件に基づき、すべて速やかに破棄することを約束します。いずれの場合においても、甲が第二次被提供者に対して守秘義務対象資料を含む対象資料等の全部又は一部を提供していたときは、当該第二次被提供者をして、提供を受けた守秘義務対象資料を含む対象資料等をすべて速やかに破棄させることを約束します。

（１）本促進区域の占用が終了した日から１ヶ月以内。

（２）本公募により選定事業者に選定された後、法第２０条に基づき他者に地位を承継する場合は、承継した日から１ヶ月以内。

２　法令等、司法機関の判決、決定若しくは命令等又は行政機関の処分等により守秘義務対象資料を含む対象資料等の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象資料を含む対象資料等を破棄することができない場合、甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、その理由を付して破棄予定日を乙に通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該守秘義務対象資料を含む対象資料等をすべて破棄することを約束します。

３　甲は、自ら又は甲から提供を受けた第二次被提供者をして、前２項の規定に基づき守秘義務対象資料を含む対象資料等を破棄したときは、乙に対し、その旨報告します。

# 第１０条（破棄の対象外）

前条にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる情報を含み、かつ、その他に守秘義務対象資料を含む対象資料等が含まれない記録媒体等が存在する場合には、当該記録媒体等は、前条に定める破棄の対象外とします。ただし、甲は、次の各号に掲げるものを第三者（経済産業省、国土交通省、その他法令上情報を開示又は提供することが求められる場合を除きます。）に開示又は提供せず、当該各号に掲げる事由に合理的に必要な限度（ただし、第２号に掲げるものについては本目的のために必要と認められる限度とします。）でのみ利用しその他の目的で利用せず、かつ善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

（１）甲の社内決裁及び社内ガバナンスに係る書類（稟議書、各種会議体の議事録等）に記載されている守秘義務対象資料等

（２）守秘義務対象資料等の全部又は一部と実質を同じくする部分が含まれる派生守秘義務対象資料等

# 第１１条（知的財産権の帰属）

１　守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等に基づいて甲がなした知的財産に係る知的財産権は、甲に帰属するものとします。ただし、守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等に基づいて乙又は第三者がなした知的財産に係る知的財産権は、乙又は第三者に留保されるものとします。

２　甲は、守秘義務対象資料を含む対象資料等に基づく知的財産に係る出願を行おうとする場合には、事前に、当該出願に係る書類の内容に守秘義務対象資料等の全部又は一部が含まれているか否かについて乙の書面による確認を得るものとし、当該出願に係る書類の内容に守秘義務対象資料等の全部又は一部が含まれている場合には、乙の書面による承諾を得るものとします。

# 第１２条（実施許諾）

甲は、乙に対し、前条第１項に規定する甲がなした知的財産並びに乙から提供を受けた守秘義務対象資料等及び派生守秘義務対象資料等を乙又は乙の指示する者が実施又は利用することを無償で許諾するものとします。ただし、乙又は乙の指示する者が実施又は利用する場合、甲の書面による承認を得るものとします。この場合、甲は、合理的な理由なく承認を拒絶いたしません。

# 第１３条（監査）

甲は、乙が要求した場合に、乙が監査日の５営業日前までに甲に通知した上で、守秘義務対象資料を含む対象資料等の管理状況を甲の営業時間内に監査することを許可します。

# 第１４条（損害、賠償及び責任制限）

１　甲が本誓約書上の秘密保持義務その他の義務に違反した場合（甲の本誓約書上の義務違反とみなされる場合を含みます。）には、乙が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、これにより乙に生じた一切の損害、損失又は費用（以下「損害等」といいます。）を賠償又は補償するものとします。

２　甲は、守秘義務対象資料等について、本誓約書に定めるものを除き、甲に何らの権利が認められるものではなく、乙から提供を受けた守秘義務対象資料を含む対象資料等の一切の権利又は権限（知的財産権を含みますがこれに限りません。）は乙に帰属することを確認するとともに、守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等の正確性、完全性、有効性、安全性並びにその品質及び内容等が本目的の達成に適合していること等に関して、乙が何らの保証も行っておらず、かつ、乙がこれらについて何らの責任を負うものでもないことを確認します。

３　甲は、甲又は第二次被提供者による守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等の利用に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」といいます。）が生じた場合には、直ちに乙に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において当該紛争等を解決するものします。乙は、合理的な範囲で当該紛争等に協力するものとします。

４　甲は、甲又は第二次被提供者による守秘義務対象資料等又は派生守秘義務対象資料等の利用に起因又は関連して甲に損害等が発生した場合（前項の紛争等による損害を含みますが、これに限りません。）でも、乙に対して当該損害等の賠償又は補償を請求せず、またこれに起因又は関連して乙に損害等（合理的な弁護士費用を含みます。）が発生した場合には、直ちに乙に対して当該損害等の一切を賠償又は補償するものとします。

# 第１５条（地位の譲渡等の禁止）

甲は、乙の事前の承諾がある場合を除き、本誓約書上の地位又は本誓約書に基づき発生する権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしません。

# 第１６条（誓約書の修正及び変更）

本誓約書の修正及び変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じません。

# 第１７条（紛争解決）

１　本誓約書について疑義が生じた場合又は本誓約書に定めのない事項については、甲と乙との間で誠実に協議いたします。

２　本誓約書の準拠法は日本法とします。

３　本誓約書に関して訴訟の必要が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第１８条（電磁的記録による作成）

本誓約書は電磁的記録を作成し、電子署名を施し、当該電磁的記録を乙に提出するものとします。

# 第１９条（優先）

守秘義務の遵守に関する誓約書と本誓約書において矛盾が生じる場合には、本誓約書を優先する。

以上